

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				番号	⑰	(千円)				
	予算科目					他に記載のある 個別票の番号	予算額				
会計	組織／勘定	項	事項				6年度 当初予算額	7年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費			83,435,692			106,700,000	
	小 計					一般会計	83,435,692			106,700,000	
						< > の内数			< > の内数		
					特別会計						
						< > の内数			< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの											
	小 計					一般会計					
						< > の内数			< > の内数		
					特別会計						
						< > の内数			< > の内数		
合 計					一般会計	83,435,692			106,700,000		
						< > の内数			< > の内数		
					特別会計						
						< > の内数			< > の内数		

政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

<p>上記目標の概要</p>	<p>新型コロナによるパンデミックと、それに続けて起きたロシアのウクライナ侵略によって、世界経済は大きな転換点を迎え、複雑化する状況の中で多くの困難がもたらされています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。</p> <p>こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援</p>
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策目標6-2についての評価結果

政策目標についての評価 **S** 目標達成

<p>評定の理由</p>	<p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。</p> <p>ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。</p> <p>MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。</p> <p>（令和5年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出他23事業 <p>国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問</p>

<p>題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。(事業番号0026～0046、0048、新23-0002)</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 <p>JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0047)</p>

施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用	
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用	
	目標	<p>円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和5年度中に計8件、約6,541億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年度は計2件、約800億円を供与しました。令和6年3月までに、計23カ国向けに約6,848億円を供与（交換公文（E/N）ベース）し、本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 更に、ロシアによるウクライナ侵略により影響を受け、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年に135億円の財政支援借款を供与しました。 <p>上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。</p>
	目標	<p>JICAの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。</p>
	[主要] 政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用	
	目標	達成度

		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。</p> <p>【ファシリティ等を通じた支援】</p> <p>JBICは、令和5年度において、地球環境保全業務（GREEN:Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で25件、約6,329億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和6年3月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています（GREENとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。</p> <p>【法令改正による機能強化】</p> <p>さらに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。</p> <p>上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」の供与をはじめ新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。</p> <p>JBICについては、GREENや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正によって更なる機能強化も進められました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。</p>		

政6-2-1に係る参考情報

参考指標1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ODA	10,064	11,720	13,660	15,765	16,747
ODA以外の政府資金（OOF）	1,380	313	4,898	591	-682
民間資金（PF）	41,701	42,913	13,309	21,502	37,423
非営利団体による贈与	522	574	606	636	750
資金の流れ総計	53,667	55,519	32,472	38,496	54,238

(注) 支出純額（ネット）ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標2：円借款実施状況【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考指標3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9か月間）の達成率

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
達成率	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%

(出所) 外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標4：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

令和5年度外部評価結果

(総合評価) (注)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	45% (20件)	41% (18件)	14% (6件)	0% (0件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5% (2件)	91% (40件)	5% (2件)	0% (0件)
有効性・インパクト	7% (3件)	80% (35件)	14% (6件)	0% (0件)
持続性	14% (6件)	43% (19件)	43% (19件)	0% (0件)
効率性	7% (3件)	43% (19件)	43% (19件)	7% (3件)

(出所) 財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

(注1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価をA～Dの4段階でレーティング（格付）。令和5年度は44件が総合評価の掲載対象。

参考指標5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総5-1：参考指標6）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等	
測定指標（定性的な指標） 実績及び目標の達成度の判定理由	[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画	
	目標	<p>世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、IDA20やアフリカ開発基金（AfDF）等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。</p> <p>【国際保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 また、日本が重視しているUHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」の設立の際に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出する用意があることを表明しました。 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、令和6年3月には、米州開発銀行（IDB）年次総会において、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、IDBと世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して最大500万ドルを支援することを表明しました。 <p>【質の高いインフラ投資】</p> <ul style="list-style-type: none"> インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対して質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 更に、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。令和5年12月には、ADBとJICAの協調融

資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として、対象分野の追加等の改善を行い、JICAによる最大15億ドルの投融資を活用するLEAP2を立ち上げました。また、令和6年1月には、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和5年度にモロッコやアフガニスタンで発生した地震等に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取り組みを進めています。日本が最初のドナーとして貢献しているADBのエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）は、第1号案件の実施に向けて関係者間での覚書が締結されるなど、取組が進んでおります。さらに、令和5年5月のADB総会において立ち上げが発表された、気候変動対応のためのADBによる新規融資を加速させる取組であるアジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IF-CAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）に設立パートナーの1か国として資金貢献する方針を表明しました。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership: JETP）において、ADBの日本信託基金を通じて、事務局の設置を支援するなど、共同リード国として米国とともに議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する新たなパートナーシップ「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: RISE）の策定を主導し、同志国や世界銀行とともに立ち上げました。創設ドナーとして計2,500万ドルの貢献を表明し、そのうち500万ドルを令和6年3月に拠出しました。
- ・ 加えて、令和5年11月には、COP28において、グリーンで気候変動に強靱なインフラプロジェクトへの民間資金動員を図るべく、アフリカ開発銀行（AfDB）が主導し、立ち上げたグリーンインフラ向け支援基金（The

Alliance for Green Infrastructure in Africa : A G I A) について、気候変動に脆弱なアフリカ諸国を支援し、ひいては国際社会全体での 1.5°C 目標達成に貢献するため、創設ドナーとして 1,000 万ドルの拠出を表明しました。

こうした分野別の取組に加え、MDBs の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行 (IDB) グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社 (通称: IDB Invest) の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金 (通称: IDB Lab) の資金補充が、令和 6 年 3 月の年次総会において合意されました。我が国は、IDB Invest における域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、IDB Lab における一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。
- ・ さらに令和 5 年 12 月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行 (EBRD) のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として、参画しています。
- ・ また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会 (IDA) においては、今後行われる第 21 次増資 (IDA21) に向け、また、アジア開発銀行 (ADB) のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金 (ADF) においては、第 13 次財源補充 (ADF14) に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。

また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとする MDBs において、地球規模課題への対応強化 (MDB 改革) や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組 (CAF レビュー) が進められています。我が国は、令和 5 年 10 月の世界銀行・IMF 合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各 MDB や G7・G20 等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。

その他、MDBs における日本人職員の採用も推進しています。

ADB 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (MIGA) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (IDA) 増資を含む) 等、日本人は様々な MDBs で幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBs において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 MDB と協力し

	<p>ながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和5年度には、世界銀行やADBにおいて、リクルートミッションが行われたほか、令和5年10月には、ADB、AfDB、EBRD及びIDBが上智大学との共催の形で、「RDBs・ジョイントキャリアセミナー」を開催し、4機関の事業内容や日本人職員の活躍ぶりを説明するなど、MDBs横串での取組も行われました。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>	
政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画		
目 標	<p>我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。</p>	達成度
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。</p> <p>UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。</p> <p>また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和5年の日本議長下のG7においては、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健の更なる連携強化の重要性を確認するとともに、パンデミック発生時の「対応」のため、必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組について「G20財務・保健合同タスクフォース」等と共に検討を進めることに合意しました。これを踏まえ、G20における議論にも積極的に貢献しました。</p> <p>また、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。</p> <p>加えて、令和5年9月には途上国に対しPPRの向上を支援するため、新たな円借款制度を創設し、途上国政府による公衆衛生危機への予防・備えと危機発生時の機動的な対応を一体的に支援することを可能としました。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>	○
政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画		
目 標	G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な抛出国となっている地球環境フ	達成度

	<p>シリテイ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。</p>	
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。</p>	
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）の会合や、令和5年12月に開催されたC O P 28でのG E FとG C Fに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画するとともに、ロス&ダメージに対応するための新たな基金に関連し、具体的な基金の設置方法等についての勧告を行う移行委員会への出席等を通じ、特に技術的な観点からの知見を提供するなど、新規立上げに向けた貢献を行いました。</p> <p>また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。</p> <p>このほか、E T MやI F－C A P等、A D Bにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>	<p>○</p>
<p>政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援 [新]</p>		
<p>目 標</p>	<p>我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>【M D B s】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に対して国債を拠出することで、世界銀行によるウクライナ向け融資への信用補完を通じた財政支援を行うことが可能となりました。これを受け、令和5年6月に、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（A D V A N C E）に対して、国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和6年3月までに50億ドルの世界銀行によるウク 	<p>○</p>

		<p>ライナ向け融資を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • これに加え、4.7億ドルを世界銀行のP E A C E信託基金に拠出し、同国の政府機能維持や非軍事の公共サービスの提供のための財政支援も実施しました。 • 復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（M I G A）のウクライナ復興・経済支援（S U R E）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでいます。令和5年度において、日本は本基金に、合計1,300万ドルを追加拠出し、最大ドナー国となりました。また、民間セクター支援を行う国際金融公社（I F C）の投融資や技術支援等を活用した支援を行うべく、I F Cの包括的日本信託基金にウクライナ・ウィンドウを新設し、700万ドルを拠出しました。加えて、令和5年12月に合意された、E B R Dのウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として、参画しています。 • また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（I B R D）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（G C F F）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れるモルドバに対し、世界銀行への金利支払い負担軽減のため、約1,700万ドルの支援を実施しました。 <p>【J B I C】</p> <p>令和6年2月、日ウクライナ経済復興推進会議が東京で開催され、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ及び周辺国向けのツーステップローン供与に向けたMOUの締結などの成果を得ました。</p> <p>なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられています。</p> <p>【J I C A】</p> <p>令和5年8月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、J I C Aを通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力の準備を開始しました。</p> <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>
-------------------------	---------------

<p>評定の理由</p>	<p>M D B sを通じての支援に関しては、M D B sの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマをM D B sの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とM D B sの間の連携を深めることができた他、G 7やG 20、各M D Bにおいて行われた地球規模課題への対応強化のためのM D B改革の議論にも積極的に貢献しました。</p>
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへのPPRの強化やUHCの推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導しました。

国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、GEFやGCF等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ETMやIF-CAPといったADBにおける取組に積極的に参画しました。

ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する上位出資国とシェア

（単位：％）

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日本	7.6% (2位)	16.7% (2位)	8.0% (2位)	5.1% (2位)
1位	米 16.6	米 19.2	米 19.2	米 18.4
2位	日 7.6	日 16.7	日 8.0	日 5.1
3位	中 5.9	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4位	独 4.5	独 9.9	英・仏 4.8	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	-	-

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日本	15.6% (1位)	38.5% (1位)
1位	日・米 15.6	日 38.5
2位	中 6.4	米 13.2
3位	印 6.3	豪 8.2
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	-	独 5.6

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社 (IIC)
	米州開発銀行 (IDB)	多数国間投資資金 (MIF)	
日本	5.0% (域外国中1位)	33.7% (1位)	3.7% (域外国中4位)
1位	米 30.7	日 33.7	ブラジル 13.5
2位	ブラジル 11.2	米 32.1	米 13.2
3位	アルゼンチン 11.2	スペイン 7.0	アルゼンチン 11.7
4位	メキシコ 7.2	韓 3.6	メキシコ 7.5
5位	日 5.0	中 3.0	中 5.9

アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)		
日本	5.4% (域外国中2位)	10.0% (域外国中4位)	日本	8.6% (2位)
1位	ナイジェリア 8.6	米 11.0	1位	米 10.1
2位	米 6.5	英 10.7	2位	日・英・独・仏・伊 8.6
3位	エジプト 6.0	独 10.5		
4位	日 5.4	日 10.0		
5位	アルジェリア 5.0	仏 10.0		

(出所) 各機関年次報告書等 (令和5年度末時点の最新版)。

参考指標2：国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金

(単位：億円)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
MDBs	240.5	615.6	440.1	824.7	1032.3
世界銀行グループ	150.1	347.7	270.5	710.0	883.0
アジア開発銀行	64.8	234.0	132.9	69.1	94.2
米州開発銀行	13.3	18.8	20.5	18.4	20.6
アフリカ開発銀行	5.5	5.7	6.2	8.3	25.8
欧州復興開発銀行	7.0	7.1	9.9	18.9	8.8
IMF 拠出金	37.3	312.8	112.1	178.7	43.7
合計	277.8	926.0	555.2	1003.5	1076.0

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標3：国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位：億ドル)

	令和元年	2年	3年	4年	5年
農業・漁業・林業	38.2	37.5	41.7	76.2	83.5
教育	36.4	51.7	56.0	34.3	37.0
エネルギー・採取産業	63.2	52.7	61.8	67.7	102.6
金融セクター	31.7	42.4	57.4	32.2	54.6
保健	34.1	82.8	64.5	105.2	53.9
産業・貿易・サービス	43.2	49.2	52.0	42.3	46.1
情報通信技術	13.9	20.9	19.2	17.5	23.2
行政	84.4	85.5	112.4	126.8	172.4
社会的保護	42.8	89.7	111.5	82.4	73.5
運輸	31.9	34.6	46.4	82.0	35.5
水・衛生・廃棄物処理	31.4	36.5	42.6	41.4	46.1
合計	451.2	583.4	665.5	708.0	728.2

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7月1日～当年6月30日。

(注2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	令和元年	2年	3年	4年	5年
農業・天然資源	22.7	12.8	14.9	22.2	32.3
エネルギー	26.3	42.9	18.4	14.5	22.3
金融	21.6	46.1	41.2	56.9	36.1
産業・貿易	5.8	22.2	7.2	2.4	6.6
教育	11.3	10.7	9.8	8.0	13.9
保健・社会保障	6.4	35.1	58.8	8.2	22.8
給水・衛生・廃棄物処理	12.2	18.6	19.9	11.0	19.2
運輸・通信	80.8	31.8	34.5	44.3	47.8
公共政策	29.5	95.6	22.9	37.3	33.5
多目的	0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	216.4	315.9	227.6	204.7	235.4

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1月1日～12月31日。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和4年度）	242	134	22	12	20
	（令和5年度）	242	133	22	10	22
日本人幹部職員数（令和5年度）		6	32	3	3	2
日本人比率（令和5年度）		2.7%	9.5%	1.0%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注1）各機関の会計年度末（世界銀行グループは6月末、その他MDBsは12月末）の数値。

（注2）世界銀行グループについては、統計資料の都合上、令和5年度より日本人職員の定義を変更。それに伴い、令和4年度の数値も適及改訂。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】

参考情報

（1） JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和5年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で21,117億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約15,963億円で、円借款供与総額の約73%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セク

ター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたT I C A D 7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A 4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② I D B協調融資スキーム（C O R E）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、I D Bと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視しているほか、I D B Invest・I D B Labとの協力も推進しています。令和6年1月には、I D BとJ I C Aの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（C O R E）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でM D B sとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2） J I C A海外投融資業務

J I C Aの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和5年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和5年度のJ B I C出融資および保証の承諾額合計は約20,379億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績（令和5年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
保証	ポーランド共和国政府系金融機関	930
一部取得	インドネシア共和国政府	207

施策	政6-2-3：債務問題への取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画	
	目 標	<p>債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】</p> <p>債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。令和6年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPIC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。 ・ また、IMF等の信託基金（「決定のためのデータ基金」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組を、G7議長国として日本が主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 <p>【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和5年10月に、ザンビア政府との間で覚書について合意し、令和6年1月には、ガーナ政府との間で債務再編にかかる基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員として

達成度

○

		<p>プロセスの進展に貢献しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和5年11月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の基本合意に至りました。 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 昨年、我が国を含む公的債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払猶予を供与し、令和5年12月に、当該支払猶予期限を令和5年末から令和9年3月末まで延長することに合意しました。 <p>上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

施策についての評定	s 目標達成
------------------	--------

評定の理由	<p>我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。また、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。</p> <p>パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、2024年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調した形で同国の債務再編を主導し、債務再編条件の基本合意に至りました。引き続き、覚書の早期署名に向けて、主導してプロセスを進めています。</p> <p>以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）						
	年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	99.0	99.0	99.6	99.1	99.8	
<p>（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調</p> <p>（注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。</p> <p>（注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。</p>							

<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。</p>	
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>
<p>評価の理由</p>	<p>財務省関税局・税関では、後掲のとおり開発途上国の税関職員に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。</p> <p>財務総合政策研究所では、令和5年度は、4年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。</p> <p>実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入 研修	財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
	中央アジア・コーカサスセミナー	<ul style="list-style-type: none"> 中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、ジョージア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
専門家 派遣	カンボジア中小企業金融支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月、カンボジア中小企業銀行に対し、人材育成及び融資審査能力の向上を目的とした技術協力の覚書を締結しました。当覚書に基づき、令和5年6月及び11月にプノンペンへ専門家を派遣し、融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PRI-UMOE F-BFA合同セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOE F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを、オンライン及び対面方式の併用で開催し、財務総研から、UMOE F職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	<ul style="list-style-type: none"> ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	<ul style="list-style-type: none"> WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	3	0	2	4	5
	関税局	24	3	9	21	28
	合計	27	3	11	25	33
受入人数	財務総研	38	0	17	416	180
	関税局	229	20	182	218	316
	合計	267	20	199	634	496

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	7	5	0	2	3
	関税局	45	34	51	46	54
	合計	52	39	51	48	57
派遣人数	財務総研	29	31	0	9	16
	関税局	100	76	133	111	114
	合計	129	107	133	120	130

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。

また、令和5年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和7年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会における意見

該当なし

政策目標に係る 予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	78,015,440	77,806,694	82,813,243	/
		補正予算	26,983,471	72,522,504	76,544,732	
		繰越等	—	—	N.A.	
		合計	104,998,911	150,329,198	N.A.	
執行額(千円)		104,686,105	150,127,186	N.A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和5年度「繰越等」「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する
施政方針演説等内閣
の主な重要政策

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）
 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）
 開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定）

	<p>質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表）</p> <p>成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）</p> <p>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）</p> <p>デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）</p> <p>インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>政策目標に係る予算額等の状況：令和3～5年度一般会計補正予算書（財務省）、令和6年度一般会計予算書（財務省）、令和3～4年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。</p> <p>JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、ロシアによるウクライナ侵略により多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対する財政支援借款供与を通じて、ウクライナ周辺国の経済復興を支援しました。</p> <p>JBICに関しては、GREENや令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。</p> <p>MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。</p> <p>国際保健に関しては、特にG7議長国としてパンデミックへの対応のためのファイナンスの強化に関する議論を主導するなど、財務・保健当局の連携を通じたPPRの強化やUHCの推進に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。</p> <p>我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。</p> <p>開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。</p> <p>知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。</p> <p>また、令和4年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和6年度予算において、必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	<p>国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</p>	政策評価実施時期	令和6年6月
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	--------